

長野県図書館協会に対する 県立長野図書館の役割として期待すること

(R6.9.25 県立長野図書館協議会)

長野県図書館協会 会長 伊東 直登

1

1

「長野県図書館大会・長野県図書館協会のあり方検討」に至る経緯

【現状】県図書館大会について、コロナ前に実施していた改善と、コロナで新たに出て来た論点とが混在・・・現場が対応苦慮

- ➡ 整理が必要（単にコロナ前の「元に戻す」のではなく）
- ➡ 図書館協会が主体となって「検討チーム」を立上げ、検討を進める。
- ➡ 当該検討は、本協会が平成24年度に策定した『「長野県における図書館の現状と今後の方向」についての指針』の内容とも密接に関係
→ これを契機に同指針の見直しについても併せて検討

2

2

1

検討の進め方

項目		実施内容、段取りなど
前提 (検討の出発点)	図書館大会あり方	(R6.6.11企画運営委員会での委員長発言) 佐久大会の先も見据えたあり方を話し合っていかなければならない。企画運営委員会の場で進めて行く必要があるが、職指定で毎年変わるケースも多いため、この委員会で実質的な検討をするのは大変。 検討チームを立ち上げたい。公募などで今までの経過を知っている人も+αで入れるようなチームで検討しつつ、企画運営委員会へ諮っていく。 場合によっては皆さんにメールで送って検討をお願いする、などあるかもしれない。佐久大会は既に検討が始まっているため、諒訪大会に間に合うタイミングがよいのではないか。 ⇒企画運営委員会で了承
	協会あり方	(R6.6.25協会総会(第8号議案)) 企画運営委員会における「図書館大会のあり方検討チーム(仮称)」による検討に参画するとともに、当該検討は、本協会が平成24年度に策定した『「長野県における図書館の現状と今後の方向」についての指針』の内容とも密接に関係することから、これを契機に同指針の見直しについても併せて検討していく。(総会で承認)
検討チームの立ち上げ	・「図書館協会のあり方」と「図書館大会あり方」両検討チームを一本化 ・検討チームメンバーは、協会役職者+公募メンバーで構成(想定)	
アンケート	協会会員、部会関係者、支部関係者にアンケートし、実態把握	
検討のゴール	図書館大会運営マニュアル(仮称)の作成、「指針」の改訂	

3

主な論点（想定）

論点		現状と課題	対策案（例）
図書館大会あり方	企画運営委員会（県組織）と実行委員会（地元組織）との役割分担	県、協会、地元での役割分担について連絡調整を十分に行う必要がある。	
	県立長野図書館の関与のあり方		
	持続可能な大会運営のあり方	関係者の負担増	開催頻度の検討? 各支部持ち回りのあり方検討?
図書館協会あり方	協会と県立長野図書館との役割分担	小中学校部会の事務局機能の強化が求められる	県立長野図書館の体制（学校連携）強化
	協会の役割見直し、体制強化	長野県内外の図書館間の連携はもとより、外部関連業界との連携強化が求められている	協会に求められるミッションの再定義、事務局体制強化、後継者育成
	協会事業の見直し	会員減による収入減や、担い手不足により、各事業の効果的な遂行が困難になっている	協会事業の選択と集中（図書館大会、各種研修の整理）

4

スケジュール（案）

項目	R6年度												R7年度												R8年度											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
検討チーム																																				
アンケート																																				
図書館大会 あり方見直し																																				
協会指針 見直し																																				
(参考) 図書館大会			須高(10/12)																			佐久												諏訪		
その他																					企画運営委員会												企画運営委員会			
																					協会総会												協会総会			

5

5

都道府県立図書館に求められる新たな役割

（「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
以降のトレンドより）

都道府県立図書館の学校支援サービスやプログラムをより強化し、県担当や各教育事務所等の指導主事との連携を図るため、都道府県立図書館にも指導主事をおくことが望ましい。

（出典：文部科学省委託事業 指導主事の資質・能力向上と指導主事ネットワークの構築に関する取組 『1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識 「学校図書館の整備」から「ICT担当者との協働」まで 教育委員会ができること、学校ができること』（2021年9月発行 編著者：全国学校図書館協議会 指導主事研修委員会））

都道府県は、基礎自治体や広域連合、連携中枢都市圏を支援する役割を果たす。（中略）都道府県に配置された文化資源コーディネーターが、基礎自治体とのネットワークを形成し、支援策について企画調整を行う。

県立（博物館、図書館）施設等を拠点として、デジタルアーカイブの集積・パッケージ化・活用の基盤を形成する。従来の専門職に加え、デジタルキュレーター・コーディネーター・テクニカルスタッフ等を配置し、基礎自治体を支援する。…

（出典：ライブラリー・リソース・ガイド第45号 『文化資源の保全と図書館・博物館－越境して未来を考える』（2023年11月発行））

6

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供に関すること
- イ 情報サービスに関すること
- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館の職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間に おける情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

図書館法

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

4 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

9 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

長野県図書館協会会則

(事務所、事務局)

第2条 本会は事務所を県立長野図書館内におく。

2 本会の事務を処理するため事務局をおく。

(目的)

第3条 本会は県内の公共図書館（公民館図書室を含む）、学校図書館、大学図書館及びその他の 読書施設並びにこれらに関心のある県民との連絡、提携のもとに図書館事業の進歩発展を図り長野県の文化の向上に寄与することを目的とする。

(役員の選出)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選出する。

(2) 各部会の代表者及び県立長野図書館の担当課長は理事とする。

(3) 理事長は、県立長野図書館長をもって充てる。

E.O.F